資料3

社会福祉法人及び社会福祉施設の運営について

令和６年６月
堺市健康福祉局生活福祉部
健康福祉総務課

目　次

1　令和６年度の指導監査について　・・・・・・・・・・・・・・1

2　令和５年度監査における主な指摘事例　・・・・・・5

3　労働関係法令の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・20

１　令和６年度の指導監査について①

令和６年度　堺市社会福祉法人等指導監査実施方針（資料１）

◆指導監査体制

健康福祉総務課及び各施設所管課職員

※指導監査の充実を図るため、必要に応じて会計の専門家である公認会計士の資格を有する監査員を加えて実施する。

◆監査実施期間

令和６年７月～令和７年３月

※指導監査については、実地で行うものとし、法人・施設における感染防止対策に配慮しつつ、必要に応じて、マスクの着用、十分な対人距離の確保、最少人数での実施等の対応を図ることとする。

１　令和６年度の指導監査について②

令和６年度　堺市社会福祉法人等指導監査実施方針（資料１）

◆一般監査

法人監査

当該法人の本部運営又は経営する施設及び事業に特に大きな問題が認められる場合を除き、原則３年に１回実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に実施できていない法人を優先して実地指導監査を実施する。

施設監査

・保護施設、障害者支援施設及び老人福祉施設は、原則３年に１回実施

・児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）は、原則毎年実施

・幼保連携型認定こども園は、原則毎年。要件を満たしている場合は、２年に１回

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に、前回の指導監査以降長期間指導監査が未実施である施設を優先して実地により実施する。

１　令和６年度の指導監査について③

令和６年度　堺市社会福祉法人等指導監査実施方針（資料１）

◆指導監査の重点事項

（１）適正な法人運営の確保

① 役員・評議員の選任手続は適正か。

② 理事会・評議員会の招集手続が適正に行われているか。

③理事会・評議員会において決議が必要な事項について、決議が行われているか。

④理事会・評議員会の議事録が適正に作成されているか。

⑤ 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。

（２）適正な会計管理の確保

① 経理規程が遵守されているか。

② 社会福祉法人会計基準に基づく会計処理が適正に行われているか。

③ 会計処理に当たり内部牽制体制が確立されているか。

④ 計算書類、附属明細書及び財産目録は適正に作成されているか。

⑤ 現金等の管理が適正に行われているか。

（３）適正な施設・事業運営の確保

① 各種規程と実態が整合しているか。

② 虐待防止及び身体拘束の廃止が適切に行われているか。

③ 感染症及び食中毒等の予防対策が適切に行われているか。

④ 実効性のある防災対策が行われているか。

1　令和６年度の指導監査について④
監査の流れ

◆監査日程の作成
庁内各施設所管課との調整（実施施設、日程、検査職員等）

◆指導監査の実施通知
実施日の1か月前までに法人等へ実施日時等の必要事項を通知

◆指導監査の実施
各施設所管課と同時監査 の実施、会計士の同行 など

◆指導監査の結果通知
法人等へ文書で指導監査結果を通知

◆改善報告の受理
法人等から提出された改善報告書を受理

２　令和５年度監査における主な指摘事例①
令和５年度　堺市社会福祉法人等指導監査結果（資料２）

◆法人運営関係

指摘事例	
事例１	評議員、役員の選任やそれに係る事務処理が適切に行われていない。
事例２	評議員会（理事会）の招集、開催手続きが適切に行われていない。
事例３	理事会で議決すべき内容の議決を行っていない。
事例４	議事録の作成が適切に行われていない。
事例５	役員等への報酬について、不適切な事項がある。 ・役員等報酬等支給基準において、規定すべき事項が規定されていない。 ・役員等報酬等支給基準について、評議員会の承認を受けていない。

２　令和５年度監査における主な指摘事例①－１
令和５年度　堺市社会福祉法人等指導監査結果（資料２）

◆法人運営関係【事例１】

評議員、役員の選任やそれに係る事務処理が適切に行われていない。

・評議員の選任が、定款に定められた方法により行われていない
・欠格事由、特殊の関係に該当しないこと、反社会的勢力に属する者でないことの確認がされていない。
・評議員の選任手続きにおいて、就任承諾書等により就任の意思表示があったことが確認できない。
・監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際に、現監事の過半数の同意を得ていない。
・理事のうちに施設の管理者が選任されていない。

評議員、役員の選任

▼評議員、役員の選任やそれに係る事務処理が適切に行われないと、評議員、役員の役割が十分に発揮されないこととなり、その結果、評議員会、理事会の形骸化や弱体化につながる原因ともなるので、社会福祉法及び定款に定められた所要の手続きを確実に行う必要がある。

▼特に、欠格事由等評議員、役員として選任することができない者でないことについて、法人が確認を行う必要がある。評議員や役員が重任（再任）された際には、再度、宣誓書等で「欠格事由、特殊の関係に該当しないこと、反社会的勢力に属する者でないこと、」を確認し、就任承諾書等により就任の意思表示も確認する必要がある。

２　令和５年度監査における主な指摘事例①－２
令和５年度　堺市社会福祉法人等指導監査結果（資料２）

◆法人運営関係【事例２】

評議員会（理事会）の招集、開催手続きが適切に行われていない。

・評議員会（理事会）の招集通知が省略された際、評議員（役員）全員の同意を得たことが確認できない。
・定時評議員会の開催時期が不適切である。

評議員会（理事会）の招集、開催手続き

▼評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができることとされており、この場合には招集の通知を省略できるが、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できないことに留意するとともに、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要である。

▼定時評議員会は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と２週間（中１４日間）以上の間隔を確保する。

２　令和５年度監査における主な指摘事例①－３
令和５年度　堺市社会福祉法人等指導監査結果（資料２）

◆法人運営関係【事例３】

理事会で決議すべき内容の議決を行っていない。

・役員候補者の選任
・評議員会や評議員選任解任委員会の招集の決議
・定款施行細則の改正

理事会の決議事項

理事会決議が必要な事項は漏れなく決議が必要である。主な決議事項は、次のとおり。

・**<u>評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定</u>**
・理事長及び業務執行理事の選定及び解職
・重要な役割を担う職員の選任及び解任
・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
・内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）
・競業及び**<u>利益相反取引の承認</u>**
・計算書類及び事業報告等の承認
・役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）
・**<u>その他重要な業務執行の決定</u>**（理事長等に委任されていない業務執行の決定）等

2　令和５年度監査における主な指摘事例①－３
令和５年度　堺市社会福祉法人等指導監査結果（資料２）

評議員会の決議事項

評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができる。

法令で規定された主な決議事項は、次のとおり。

- 理事、監事、会計監査人の選任及び解任
- 理事、監事の報酬等の額（定款に定める場合を除く。）
- 理事等の責任の免除
- 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- 定款の変更
- 解散の決議
- 合併の承認
- 社会福祉充実計画の承認

法令及び定款に定める事項以外は、評議員会で決議することなく、必要に応じて報告に留めること。

２　令和５年度監査における主な指摘事例①－４
令和５年度　堺市社会福祉法人等指導監査結果（資料２）

◆法人運営関係【事例４】

議事録の作成が適切に行われていない。

・決議の省略を行った評議員会、理事会の議事録が作成されていない。
・評議員会の議事録に必要事項である議事録作成者の氏名が記載されていない。
・評議員会、理事会の議事録に、定款に定める者の署名又は記名押印がされていない。

議事録の作成

▼評議員会、理事会の議事録は、社会福祉法施行規則で「開催された場合」、「決議を省略した場合」、「報告を省略した場合」について規定されている。

▼評議員会の議事録に、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名も記載する必要がある。

▼評議員会、理事会の議事録の議事録署名人が、定款と異なっている場合がある。特に、評議員会の議事録署名人について、定款は「議長、その他の評議員２名」となっているが、議長ではなく理事長が署名している場合があるので、注意が必要である。

２　令和５年度監査における主な指摘事例①－５
令和５年度　堺市社会福祉法人等指導監査結果（資料２）

◆法人運営関係【事例５】

役員等への報酬について、不適切な事項がある。
・役員等報酬等支給基準について、評議員会の承認を受けていない。
・役員等報酬等支給基準において、規定すべき事項が規定されていない。

役員等への報酬

▼**理事・監事の報酬等**（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当の額）**の総額を定款又は評議員会で定める必要がある。**

※評議員会や理事会出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬等に該当しないが、実費相当額を超えて支給する場合は報酬等に含まれる。

▼役員等報酬等支給基準には次の事項を定めなければならない。
①役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分
②報酬等の金額の算定方法　③支給の方法　④支給の形態

▼役員等報酬等支給基準は、評議員会の承認を受けなければならない。

▼報酬等は、役員等報酬等支給基準にしたがって支給すること。

2　令和５年度監査における主な指摘事例②

令和５年度　堺市社会福祉法人等指導監査結果（資料２）

◆法人・施設会計関係

指摘事例	
事例１	会計組織・会計事務に不備がある。 ・経理規程が社会福祉会計基準に準拠していない。 ・経理規程に基づかない処理をしている。 ・会計責任者や出納職員、固定資産管理責任者などの会計職員を任命していない。 ・寄附金を受領する際に、寄附申込書が徴されていない、または領収書の発行が行われていない。
事例２	計算書類等が適正に作成されていない。 ・計算書類と附属明細書間の数値に不整合がある。 ・必要な付属明細書が作成されていない。
事例３	契約等が適正に行われていない。 ・100万円を超える工事及び物品購入等にもかかわらず、書面による契約（請書の徴取を含む。）を締結していない。 ・随意契約について、見積もりを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断していない。

２　令和５年度監査における主な指摘事例②－１

令和５年度　堺市社会福祉法人等指導監査結果（資料２）

◆法人・施設会計関係【事例１】

会計組織・会計事務に不備がある。

・経理規程が社会福祉会計基準に準拠していない。
・経理規程に基づかない処理をしている。
・会計責任者や出納職員、固定資産管理責任者などの会計職員を任命していない。
・寄附金を受領する際に、寄附申込書が徴されていない、または領収書の発行が行われていない。

会計組織・会計事務

▼社会福祉法人は、公共性の高い組織であり、健全な運営及び経営の透明性が求められることから、社会福祉法人会計基準や経理規程に基づき、内部牽制が機能する体制で会計事務を行うことが必要である。

▼社会福祉法人会計基準に基づいた決算関係書類の作成が必要である。

▼会計事務を遂行するにあたっては、常に透明性の確保に努めるとともに、各種証憑書類等に基づいた処理を行うことが必要である。

2　令和５年度監査における主な指摘事例②－１

令和５年度　堺市社会福祉法人等指導監査結果（資料２）

寄附金の取扱い

寄附金の受領の際は、経理規程に基づき、次のとおり適切に事務処理を行うこと。

また、寄附受領について理事長（又は理事長から権限移譲を受けた者）の承認を受けること。

寄附申込書
☑受領
社会通念上申込書の作成が難しい場合は祝儀袋などを保存すること。

領収書
☑発行
受領の際、領収書を発行し、控えを保存すること。

寄附金品台帳
☑整備
金額は正確に記載すること。

金融機関へ入金
☑入金
経理規程で定めた期間以内に入金すること。

会計処理
☑処理

2　令和５年度監査における主な指摘事例②－２
令和５年度　堺市社会福祉法人等指導監査結果（資料２）

◆法人・施設会計関係【事例２】

計算書類等が適正に作成されていない。
・計算書類の数値等に不整合がある。
・計算書類と附属明細書間の数値に不整合がある。

計算書類等の作成

計算書類間または計算書類と附属明細書間で整合性がとれているか十分確認すること。
整合する主な事項は次のとおり。

① **資金収支計算書の当期末支払資金残高** ＝ **貸借対照表の当年度末支払資金残高**（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）
整合

② **事業活動計算書の次期繰越活動増減差額** ＝ **貸借対照表の次期繰越活動増減差額**
整合

③ **計算書類** ＝ **附属明細書**
整合

2　令和５年度監査における主な指摘事例②－３
令和５年度　堺市社会福祉法人等指導監査結果（資料２）

◆法人・施設会計関係【事例３】

契約等が適正に行われていない。

・100万円を超える工事及び物品購入等にもかかわらず、書面による契約（請書の徴取を含む。）を締結していない。
・随意契約について、見積もりを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断していない。

契約事務

工事や物品購入等に係る契約事務は次のとおり。

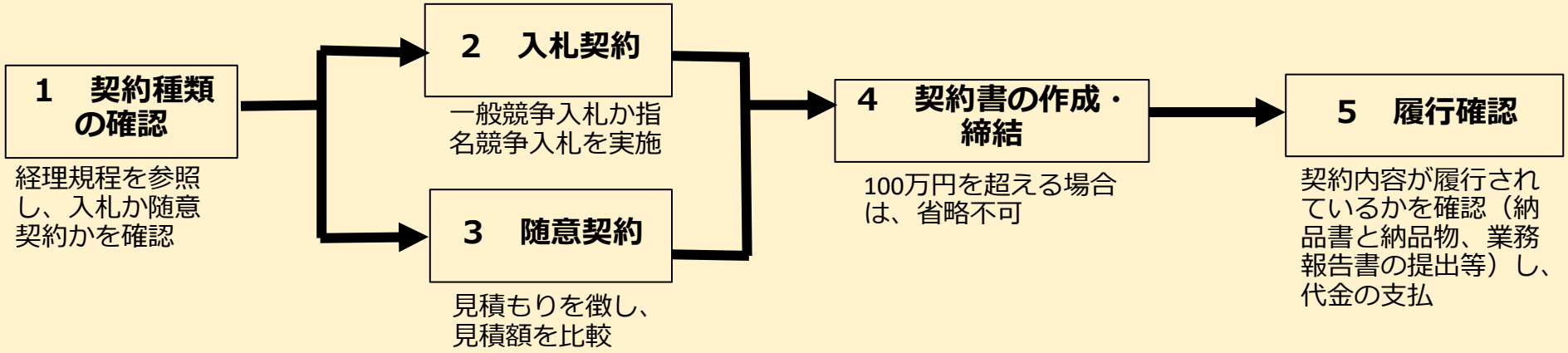

２　令和５年度監査における主な指摘事例③

令和５年度　堺市社会福祉法人等指導監査結果（資料２）

◆施設関係

指摘事例

避難・消火訓練が規定回数実施されていない。

避難・消火訓練

避難・消火訓練は、施設種別に応じて次のとおり実施すること。

- **児童福祉施設：<u>毎月１回以上</u>**

  （児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第６条）

  （堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第２３条）

- **その他の施設：<u>年２回以上</u>**

  （消防法施行規則第３条）

訓練の実施記録の整備

訓練を実施したら、具体的内容がわかるように記録し職員間で共有。

（例　訓練の日時、内容、参加人員、反省点等）

３　労働関係法令の改正について①

◆令和4年4月1日施行（その１）

・労働施策総合推進法が改正され、中小企業事業主に対し、パワーハラスメントの防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが義務化されました。

【厚生労働省ＵＲＬ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

厚生労働省＞ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 雇用・労働 ＞ 雇用環境・均等 ＞ 職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント）

３　労働関係法令の改正について②

◆令和4年4月1日施行（その２）

・育児・介護休業法が改正され、事業主に対し、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認が義務化されました。また、有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件が緩和されました。

【厚生労働省ＵＲＬ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html

厚生労働省＞ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 子ども・子育て> 職場における子育て支援> 事業主の方へ> 育児・介護休業法について

３　労働関係法令の改正について③

◆令和4年10月1日施行

・育児・介護休業法が改正され、育児休業とは別に、子の出生後８週間以内に4週間まで取得することができる「出生時育児休業（通称：産後パパ育休）」が創設されました。また、育児休業の分割取得等が可能になりました。

【厚生労働省ＵＲＬ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html

厚生労働省＞ホーム＞ 政策について＞ 分野別の政策一覧＞ 子ども・子育て＞ 職場における子育て支援＞ 事業主の方へ＞ 育児・介護休業法について

3　労働関係法令の改正について④

◆令和5年4月1日から

・月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられました。

◆令和6年4月1日から

・自動車運転者、建設事業、医師の時間外労働の上限規制が適用されました。

・労働条件明示のルールが変わりました。

労働関係法令のあらましについて

　労働基準法を中心とした関係法令の基本的事項につきましては、大阪労働局が発行している**「労働基準関係法令のあらまし」**にわかりやすくまとめられていますのでご参照ください。

【大阪労働局ＵＲＬ】　https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/_122090.html

大阪労働局 >ホーム>各種法令・制度・手続き > 労働条件関係 > 労働基準関係法令のあらまし

社会福祉法人及び社会福祉施設の運営について

終

最後までご覧いただきありがとうございました。